

平成30年12月6日開催

箕輪町農業委員会第10回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成30年12月7日(金) 午後2時56分から午後3時35分

2. 開催場所 箕輪町役場 大会議室

3. 出席委員(21人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子・・・欠席
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

お疲れ様です。いよいよ12月、私たち新体制で9か月目。大分仕事等慣れてきたと思う。これから農閑期で、農業委員が最も活動していただかなければならない時期となる。会議等にも参加いただいている。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第10回総会を開会いたします。関幹子委員より欠席の報告をいただいている。ただ今の出席委員は21人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

11月の経過報告について申し上げます。

11月第9回総会を11月7日(水)に行い、農地法第4条1件、農地法第5条7件の転用案件について総会后8日付け許可書を交付しました。

農地法第5条2件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、11月15日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、18日付けで許可書を交付しました。

長野県農業委員会大会が11月7日(水)に松本文化会館で行われ、全委員で参加しております。また、引き続き山梨県北杜市方面へ11月7日(水)～8日(木)の日程で視察研修を行ないました。

JA 上伊那祭りが 11 月 10 日（土）に行われ、全委員で参加しております。

11 月 14 日（水）上伊那農業委員会協議会、農業先進地調査が行われ、大鹿村道の駅など視察してきました。

農地相談を 11 月 15 日（木）午前 9 時から行い、柴会長、向山壽美治委員、藤田久一委員、白鳥善文委員に対応いただきました。ご苦労様です。後ほど協議会で相談案件についての報告をお願いします。

長野県選出国會議員との地区別農政懇談会が 11 月 18 日（日）午後 2 時から松川町役場で行われ、会長が対応いただいております。ご苦労様です。

農地利用最適化交付金活用促進キャラバンが 11 月 28 日（水）に行われ、会長が対応しております。企業の農業参入セミナーが 11 月 28 日（水）午後 1 時から安曇野スイス村にて行われ、会長、代理、鈴木農地部長、春日農地副部長に対応いただきました。ご苦労様です。人・農地プランの話合いが各地区で始まりそれぞれの委員の皆さんに各地区のリーダー等協力いただいております。12 月 4 日（火）午後 1 時 30 分から上伊那農業委員会協議会農業者年金加入推進研修会・農地利用最適化推進地区別検討会が行われ、会長、原農業者年金推進部長に対応いただいております。ご苦労様です。それぞれ、後程協議会の中で報告をいただきたいと思っております。

12 月転用案件現地確認を会長、会長代理、農地部会正副部長、当番委員で行いました。

役員会を午後 1 時 30 分から行いました。以上で 11 月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

6 番日野正章委員・7 番大槻博文委員の両委員を指名いたします。日程第 2 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明をいたします。

1. 売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、

中箕輪 [] 「田」 [] m² となります。

譲渡人は、 [] さん。譲受人は [] さん。 []

[] さんは、高齢のため農業経営縮小を計画しておりました。 [] さんは、稲作、そばを中心に農業経営を行っており、農業経営拡充を考えておりました。

売買金額は、坪 [] 円になります。申請地は農振農用地区域内で、下限面積の 30a の要件は満たしております。位置図は、1 ページになります。

2. 売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、

中箕輪 [] 「畑」 [] m²、中箕輪 [] 「畑」 [] m²

の2筆計 [] m²となります。

譲渡人は現在も申請農地については、譲受人の両親が野菜を作っており、自身も高齢の為規模縮小を図る目的で、売買の話をしたところ、譲受人との間で話ができただため今回所有権移転を行うものです。

申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。

売買金額は、 [] 円/m²です。

位置図は、4ページになります。

3. 売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、三日町 [] 「田」 [] m²、中箕輪 [] 「田」 [] m²の2筆計 [] m²となります。

譲渡人は、現在勤めており、農地を適正に管理することができない為売買を希望しておりました。譲受人の [] さんは、稲作中心に農業経営を行っており、農業経営拡充を考えており、話があったため購入を計画しました。

申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。

売買金額は、 [] 円/m²です。

位置図は、7ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番の案件を唐澤太美男委員。

唐澤委員

11月 [] さんが来て今回の申請についての説明を受けております。
皆さまのご審議をお願いします。

議 長

2番の案件を本来であれば関幹子委員ですが、本日欠席ですので、私より説明いたします。今回取得された農地は、取得者の実家に隣接した農地であり、現在もご実家の両親が野菜を栽培している農地であります。適正に管理が見込まれるため問題無いと判断しております。3番の案件を藤澤昭二委員。

藤澤委員

11月 [] さんより話がありました。現状は、遊休農地ではありますが、抜根して野菜を栽培したいとの話であり、問題無いと判断しております。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。売買による所有権移転に伴う駐車場用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「田」 [REDACTED] m²

申請者は、[REDACTED] さん。

申請者の [REDACTED] さんは、社員の通勤用の駐車場が不足しており、事務所や工場の建物の周りに駐車している状況である。その為フォークリフトによる材料、製品の積み下ろしに困難をきたす状況の為、駐車場用地を会社付近で探していた。

農地区分は、第 1 種住居専用区域内の第 3 種農地に該当。

位置的代替性等無い為やむを得ないと判断します。

位置図は、1 ページになります。

2 番目の案件です。計画変更に伴う使用賃借による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「畑」 [REDACTED] m²

中箕輪 [REDACTED] 「畑」 [REDACTED] m²

2 筆、計 [REDACTED] m²となります。

申請者は、現在申請地隣に親と住んでいるが、結婚するにあたり、隣地の申請地に住宅の建設を計画。申請地は平成 20 年 10 月 16 日に住宅用地として貸付人が取得していたが、体調を崩し実施できなくなっていた。今回孫の結婚にあわせ土地の有効活用を考え計画変更することとした。

農地区分は、集落と林等に囲まれた生産性の低い消極的 2 種農地に該当。位置的代替性も無い為許可もやむを得ないと判断します。

位置図は、4 ページになります。

3 番目の案件です。売買による所有権移転による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「畑」 [REDACTED] m²となります。

申請者は、現在両親と同居しているが、手狭なため持家建設を計画。

譲渡人は、申請地は何も作っていない状態であり、土地の有効活用として売買することとした。

農地区分は、第 1 種住居専用区域内の用途地域内で、第 3 種農地に該当。

位置図は、6 ページになります。

4 番目の案件です。計画変更による、売買の所有権移転に伴う、住宅用地拡張の申

請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「畑」 [REDACTED] m²となります。

譲渡人は、平成18年に現住所より町の中心部に近い申請地に住宅を建てるつもりで取得したが、自分の経営する会社の景気の都合により建てられなくなったため、土地の有効活用のための申請地の隣接者へ話をしたところ、譲受人も、住宅敷地を拡張し、駐車場、家庭菜園、庭に利用できる土地を探しており、今回申請することとした。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内の1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置されることと、位置的代替性も無い為転用も事務局としてやむを得ないと判断しております。

位置図は、9ページになります。

5番目の案件です。使用賃貸による、住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「畑」 [REDACTED] m²となります。

借受人は、貸付人の孫にあたり、現在町内のアパートで、奥さん、2人の子どもの4人で暮らしていますが、子どもの成長により手狭となり、新居を建てたいと考えていた。実家近くの農地について複数検討しましたが、営農状況、宅地造成費用等考える中で、農振農用地である申請地が最も適していたため、農振除外手続きを行い今回除外手続きが完了したため、申請となっております。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置される施設であり、位置的代替性も無い為、事務局として転用はやむを得ないと判断します。

位置図は11ページになります。

6番目の案件です。使用賃貸による、住宅用地、通路用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 「田」 [REDACTED] m²

中箕輪 [REDACTED] 「田」 [REDACTED] m² 2筆 計 [REDACTED] m²となります。

借受人は、貸付人の娘婿、現在伊那市のアパートで、奥さん、子ども2人の計4人で暮らしているが子どもの成長にあわせ手狭となり、また、来春には、子どもが保育園入園を迎えることから、妻の出身地である町内に住宅建設の用地を探していたが、資金計画と合致している土地が申請地しかなかった。貸付人は、当該農地については、自宅から遠方であり、不便に思っていたこともあり、娘の住宅の建設の話を聞き貸与することとした。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置させる施設であり、位置的代替性も無い為、事務局として転用はやむを得ないと判断します。

位置図は16ページになります。

議案第2号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件に関しまして原美鈴委員。

議 長

- 原委員 11/1 譲受人より説明。状況をお聴きしましたが、駐車場用地として申請地付近で他に考えられない為問題無いと思います。
- 議 長 2 番、5 番の案件に関しまして小林正俊委員。
- 小林委員 2 番目の案件につきましては、[REDACTED]さんより現地で説明を受けました。状況から問題無しと感じております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。5 番目の案件につきましては、[REDACTED]さんより説明を受けております。状況から問題なしと感じております。詳細は事務局の説明のとおりであります。ご審議をお願いします。
- 議 長 3 番の案件に関しまして北條眞一委員。
- 北條委員 11 [REDACTED]より説明がありました。特に問題無いと感じております。ご審議をお願いします。
- 議 長 4 番の案件に関しまして向山壽美治委員。
- 向山委員 11 [REDACTED]より説明がありました。詳細は事務局の説明のとおりであります。ご審議をお願いします。
- 議 長 6 番の案件に関しまして日野正章委員。
- 日野委員 11 [REDACTED]より説明がありました。詳細は事務局の説明のとおりであります。ご審議をお願いします。
- 議 長 ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
- 日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

1 ページは、総括表となります。

田 36,154 m²、畑 8,007 m² 計 44,161 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、2年継続 1筆 田 1,197 m²

3 ページは、5年新規 6筆 田 5,771 m²

4 ページは、6年新規 3筆 田 2,894 m²

5 ページから6 ページは、6年継続 14筆 畑 7,582 m²

7 ページは、10年新規 7筆 田 7,369 m² 1筆 畑 425 m² 計 7,794 m²

8 ページから10 ページ、11年継続 30筆 田 18,923 m²

となります。

議案第3号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

10月、11月に届出のあったものが10件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、次期耕作者への貸出しが3件という内訳になっていますので、よろしくお願ひいたします。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願ひ

します。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご
覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の9月末から11月の受付分になります。全
部で8件ございました。町内お住まいの方が主ですが、中には県外にお住まいの方
が相続で取得した農地や、複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さ
んも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願いま
す。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

6 番

7 番
